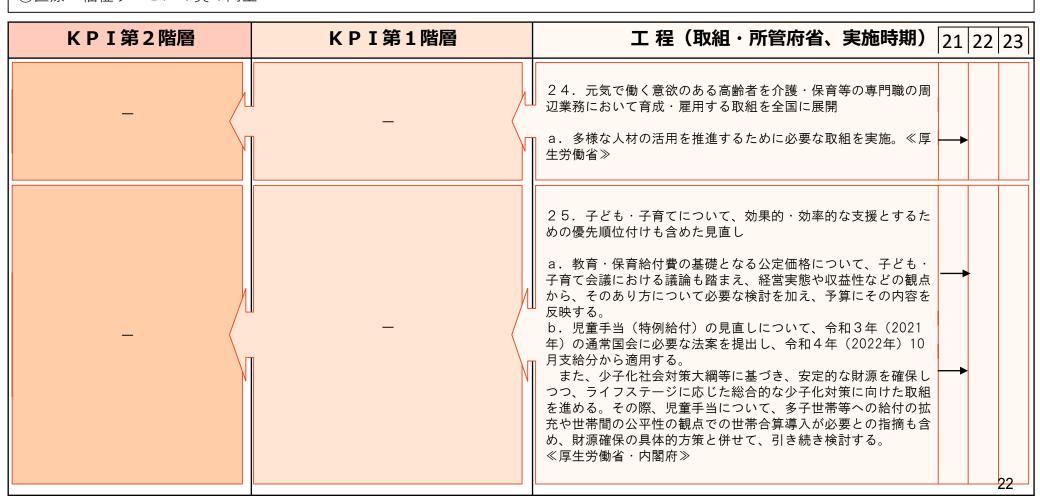
政策目標

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

<u>持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・介護サービスの生産性向上を図るため</u>、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中にあって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。

- ①医療費・介護費の適正化
- ②年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減
- ③年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減
- ④医療・福祉サービスの生産性の向上
- ⑤ 医療・福祉サービスの質の向上



KPI第2階層	KPI第1階層	工 程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23
○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相 談に適切に対応できる医療・介護	○「人生会議 (ACP: アドバンス・ケア・プランニング) 国民向け普及啓発事業」の集客数【2021年度に15,000人以上】 ○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の実施回数【2021年度に12回以上】	26. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について (人生会議などの取組の推進) a. 人生会議の取組を全国に広げるため、各種イベントやツール を活用し、国民に対して、普及・啓発を進める。また、医療関係 者等が人生の最終段階における医療・ケアの相談に対応出来るよう、研修を実施する。 研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式等による開催を検討する。≪厚生労働省≫
人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数 【2021年度に300機関以上】	○「人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人等の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の参加人数【2021年度に960人以上】	27. 在宅看取りの好事例の横展開 a. 在宅看取りの好事例の整理及び各種研修等を通じた横展開。 研修の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の感染状 況を踏まえ、オンライン形式等による開催を検討する。≪厚生労 働省≫
○精神障害者の精神病床から退院 後1年以内の地域での平均生活日 数【2019年度の公表値316日から 増加】	○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数【2021年度までに150自治体】 ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数【2021年度までに1,500事業】	28. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 a. 障害福祉計画に基づき、地域の関係機関の重層的な連携による支援体制の構築、サービス基盤の整備などを推進する。b. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業及び多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業を引き続き推進していく。 《厚生労働省》

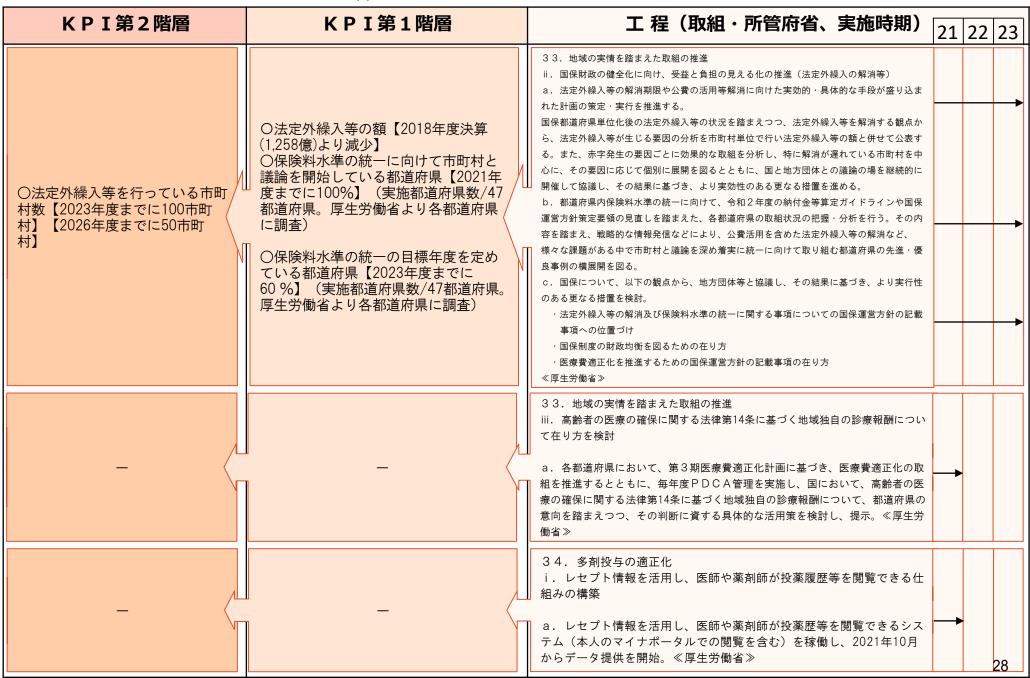
	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1			
KPI第2階層	KPI第1階層	工 程(取組・所管府省、実施時期)	21 2	2 23
○世界の2025 「大学学院の2025 「大学学院の2025 「大学学院のでは、100%」では、100%では、1	○地域医療構想調整会議につ設と療構想調整会議にの設とのでは、 のはいて会ののをできるができる。 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、ないのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	i. 地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携の取組を促進する a. 今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見(医療機関の対応状況等に関するデータ分析を含む。)を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策(医療機関・病床等の確保、マンパワーの確保等)が機動的に講じられるよう、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けるための法制上の措置を講じる(第8次医療計画~)。 b. これを前提に、中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床必要量の推計など)を維持しつつ、着実に取組を進めていく。各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。その際、2025年以降も総続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画(2024年度~2029年度)の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要である。 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証 ・民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定(策定済の場合、必要に応じた見直しの検討) c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議等における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講する。 d. 第8次医療計画における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。 e. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。 f. 介護療養病床について、2023年度末の廃止期限に向け、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会における検討結果も踏まえ、基準や報酬、予算事業等を組み合わせた移行支援を行う。《厚生労働省》		-
		29. 地域医療構想の実現 ii. 病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討		
	_	a. 地域医療介護総合確保基金の活用状況の検証結果を踏まえ、病床のダウンサイジング支援の 追加的方策について検討し、その結果に基づき所要の措置を講じる。 b. 介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換状況を踏まえ、2021年度介護報酬改定に向 けた関係審議会等における検討の結果に基づき、取網を推進。≪厚生労働省≫		24

KPI第2階層	K P I 第 1 階層	工 程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23
各都道府県が作成した医療計画に 沿って、医療設備・機器等の共同 利用計画を策定した医療機関 【2022年度末までに1000件以 上】	○医療機関が策定した共同利用計画について、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場において確認した都道府県の割合【2021年度までに100%】(共同利用計画について協議で確認を行った都道府県数/医療機関により共同利用計画が提出された都道府県数。厚生労働省より各都道府県に調査)	30. 高額医療機器の効率的な配置等を促進 a. 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、都道府県において策定された医療計画に基づき、医療機関が共同利用計画を策定するとともに、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を開催し、医療機器等の効率的な活用を進める。 b. 共同利用計画策定の件数を含めた状況を把握するとともに、共同利用計画策定が十分に進まない場合には、更なる実効的な措置を速やかに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 《厚生労働省》
		3 1. 将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討 a. 2023年度以降の医学部定員について、医師偏在の是正のために地域枠を活用するという観点を踏まえ、2020年11月の「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」において確認された方針に基づき、2036年時点での必要医師数や医師の供給推計等を用い、地域枠の設置方針を含めた医学部の臨時定員数について、2021年春までを目途に同検討会において検討し、結論を得る。≪厚生労働省≫
	_	3 2. 医師の働き方改革について検討 a. 「医師の働き方改革に関する検討会」の議論を踏まえ、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の義務付け等、時間外労働の上限規制に係る制度上の必要な措置を講ずるとともに、上限規制が適用される予定の2024年4月1日に向けて、医師の労働時間の短縮のための各種勤務環境改善策の推進等の総合的な取組を実施。 b. タスク・シフティング等の勤務環境改善の先進的な取組を行う医療機関への支援を実施。 c. 医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を実施。 《厚生労働省》

江云体件 3. 区次 油血ラ ころ以手		
KPI第2階層	KPI第1階層	工 程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23
○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたKPIに今後修正 ○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】 ※医療費適正化計画の見直しを踏まえたKPIに今後修正 ○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】	○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 【2023年度までに100 % 】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データへルス全数調査(回答率96.6%)) ○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データへルス全数調査(回答率96.6%) ○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定もに、地域差を知り、地域差を分析し、介護給付費の直正化の取組を実施した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】(実施保険者【2020年度末までに100%】(実施保険者、として把握)	33.地域の実情を踏まえた取組の推進 i.地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討 a. 各都道府県において、第3期医療費適正化計画(2018年度から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画のPDCAに関する様式をもとに、各都道府県において地域差離流に資するよう、他県と比較した分析を行うデータセットの提供等を通じて毎年度PDCA管理を行い、その結果を都道府県IPに公表し、厚労省へ報告する。 b. 第4期の医療費適正化計画に向けては、第3期医療費適正化計画の進捗も踏まえ、都道府県の意と聴きながら、国と都道府県が一緒になって効果的なPDCA管理ができるよう、そのあり方等について、以下の観点も踏まえ、法制上の対応も含め、見直しに向けた検討を行う。 ・計画期間中の年度ごとの医療費の見込みの設定及び改訂や、各医療保険制度における保険料算定に用いる足下の医療費と医療費の見込みの服合などの毎年度のPDCA管理の在り方 ・医療費の見込みを著しく上回る場合の都道府県の対応方法の在り方・医療費の見込みを著しく上回る場合の都道府県の対応方法の在り方・医療費の見込みを著しく上回る場合の都道府県の対応方法の在り方・医療費の見込みを著しく上回る場合の都道府県の対応方法の在り方・医療費の見込みを著しく上回る場合の都道府県の対応方法の在り方・医療費の見込みについて、取組指標を踏まえた医療を地域に広げるための計画における取組内容の見直し、適正な医療を地域に広げるために適切な課題把握と取組指標の設定や、取組指標を踏まえた医療費の目標設定を行っている先進的な都道府県の優良事例についての機展開・高齢者医療確保法上の都道府県の役割上記の見直しの中で、適切なKPIの設定等についても併せて検討する。 c. 保険者協議会の位置づけを見直し、都道府県が中心的な役割を果たしつつ、国が支援を行うこと・都道府県が中心的な役割を果たしつつ、国が支援を行うこと・都道府県が中心的な役割を果たしつ、国が支援を行うこと・都道府県計画の年度ごとの進捗や実績の評価について、保険者協議会の協力を得ながら行うこと。 ・ 国民健康保険の保険者努力支援制度においては、2021年度から適用する指標について、別き続き、保険者インセンティブ制度を着実に実施していく。 ・ 国民健康保険の保険者努力支援制度においては、適用する指標について、別き続きと保険の保険者努力支援制度においては、2021年度から適用する指標について、別き続きと保険の保険者努力支援制度において、適用する指標について、加速を指揮に対して、2021年度から適用する指標について、別き続きがより表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表

KPI第2階層	K P I 第 1 階層	工 程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23	
○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】 ※医療費適正化合後での見直しを踏まえたKPIに今後の一人当たり医療費の地域差【2023年度が】での半点での地域を開発を受けるといる。 ※医療半の地域をである。 の地域をである。 の地域をである。 の地域をである。 の地域をである。 の地域をである。 のも、は、のののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データへルス全数調査(回答を事の医療費適正化の取組を実施する保険者【2023年度までに100%】 (実施保険者数/全保険者数。保険者データへルス全数調査(回答を事のをのとのでは、保険者数、受給者数、サービスのをでは、とのでは、といるでは、大きなり、のでは、大きないは、大きないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	3 3. 地域の実情を踏まえた取組の推進(前頁より続く) f 後期高齢者医療制度における一人当たり医療費の地域差縮減に寄与する都道府県及び知事の役割強化や在り方を検討。 g. 年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。また、各保険者による定期的なモニタリング(点検)を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、その状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県かが策定した介護給付費適正化計画において、介護給付費のもでの取組の具体的事例を掲載。 i. 国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて国民に分かりやすい形で公表。 j. 保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点かる、2021年度も引き続き介護給付費の適正化の取組も含めた都道府県及び市町村の指標項目でとの得点獲得状況を一般公表する人ともに、2021年度評価指標における名市町村の得点状況の分析を行う。 k. また、2022年度評価指標については、重度化防止評価指標における名市町村のの利益につな接、重度化防止所護費用の適正化に関する市町村の取組につなる指標を登して、大変要な検討を行い、指標の見直しを行う。 l. 介護給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化計画の取組につて検討・個観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例について横展開を図る。 n. 国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを着実に推進するための業務の在り方や位置づけについて検討する。 《厚生労働省》	

27



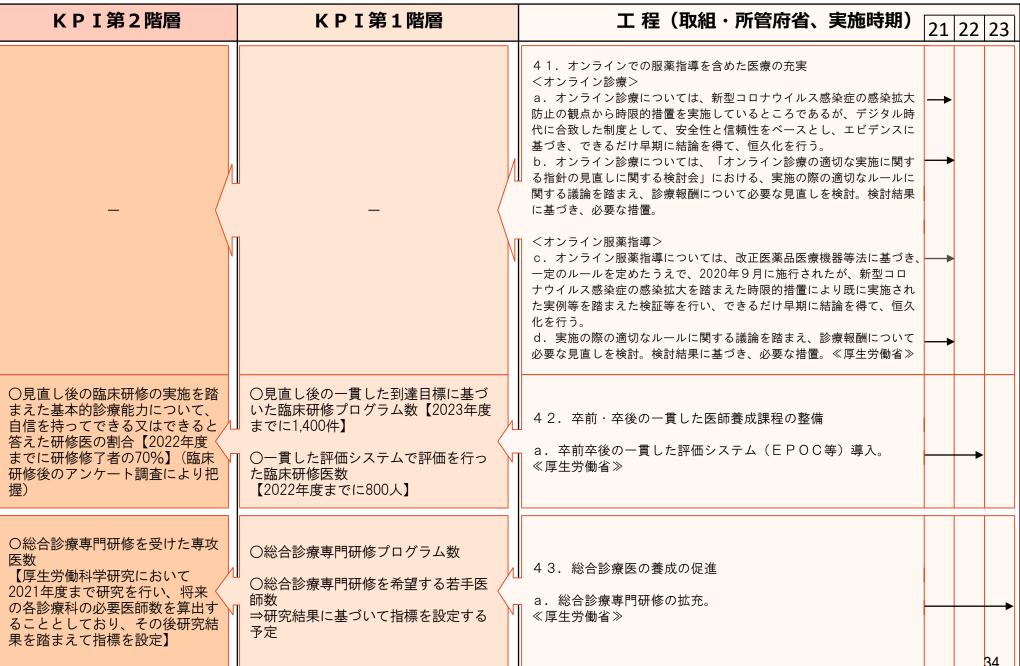
KPI第2階層	KPI第1階層	工 程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
_	_	34. 多剤投与の適正化 ii. 診療報酬での評価等 a. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の 適正使用の評価等、2020年度診療報酬改定における取組に基づ き、多剤投与の適正化を推進。≪厚生労働省≫	-		
○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)【2020年度末までに縮減】	○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者【2020年度末までに100%】(実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況として把握)	35.介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進 a.保険者機能強化推進交付金等については、取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2021年度も引き続き介護給付費の適正化の取組も含めた都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、2021年度評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う b.また、2022年度評価指標については、アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価する方向に制度を重点化・簡素化することも含め、必要な検討を行い、指標の見直しを行う。 c.年齢調整後の要介護度と認定率の地域差縮減に向け、引き続き、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引きを周知する。また、各保険者による定期的なモニタリング(点検)を行うとともに、地域差を分析した上で適正化方策の実施状況を把握し、その状況を踏まえて、都道府県が策定した介護給付費適正化計画に基づき、都道府県から市町村への必要な支援を行う。 d.介護給付費適正化計画の取組状況を分析するとともに、より効果の高い給付費適正化の取組について検討・周知する《厚生労働省》	→		
_	_	36. 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討 a. 第8期介護保険事業計画期間からの保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策について、その実施状況を把握し、市町村における給付費適正化の取組を促す。《厚生労働省》			29

KPI第2階層	KPI第1階層	工 程(取組・所管府省、実施時期)	21 22 23
○地域医療機能別(高度 無機能別(高度 無機能別(高度 無性期、回復期、慢性期)の 要増減に の要増減に の必ず増減された の必ず増減された の必ず増減された のの必ずがである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	○公立病院ででは、 ○公立の対対をでは、 ○公立の対対対対をでは、 では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますででは、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででいますで、 ででは、 でででは、 ででは、	37. 大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進 a. 今般の新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見(医療機関の対応状況等に関するデータ分析を含む。)を踏まえ、今後の新興感染症等の感染拡大時に必要な対策(医療機関・病床等の確保、マンパワーの確保等)が機動的に講じられるよう、新興感染症等対応を「医療計画」の記載事項として位置付けるための法制上の措置を講じる(第8次医療計画~)。 b. これを前提に、中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床必要量の推計など)を維持しつつ、着実に取組を進めていく。各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再縄支援制度」等により支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画(2024年度~2029年度)の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要である。・再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証・民間医療機関における具体的対応方針の再検証・・民間医療機関における具体的対応方針の再検証・・民間医療機関における具体的対応方針の再検証・・民間医療機関における具体的対応方針の再検証・・民間医療機関における月間を構想の表演と応じた見直しの検討・ c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。 e. 地域医療精想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。《厚生労働省》	
		3.8. 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進 a. 2018年度診療報酬改定の影響の検証結果を踏まえて実施した、2020年度診療報酬改定におけるアウトカム指標の 見直し等に基づき、取組を推進。医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえたDPC制度の効果的な運用を進めていく。 b. 2018年度介護報酬改定で創設したADLの改善等のアウトカムを評価する加算等に関する検証結果等を踏まえ、 2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。 c. 介護事業所・施設の経営実態等を適切に把握できるよう、介護報酬改定において参照される経営概況調査等の実施に向けて、介護事業所・施設ごとの正確な収益状況を把握するため、調査・集計方法等の見直しや有効回答率の向上を通じて、より適切な実態把握のための方策を検討 d. 検証を通じて、より効果的な加算の在り方や経営実態の把握の在り方に関して、2024年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。≪厚生労働省≫	30

	区		
KPI第2階層	K P I 第 1 階層	工 程(取組・所管府省、実施時期) 21 22	23
-	_	39. データヘルス改革の推進 i. 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入 a. オンライン資格確認システムについて稼働状況を検証する。 ≪厚生労働省≫	
○全国の医療機関等において保健 医療情報を確認した件数 【確認できる項目については健 康・医療・介護情報利活用検討会であり、 の議論を経て決定する指標を 設定】 ○NDB、介護DBの利活用による研究開発の件数【運用開始後 (2020年度以降)利用件数増加】 ○オープンデータの充実化 【集計項目数増加】	○全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目数 【確認できる項目については健康・医療・介護情報利活用検討会等での議果を経て決定する予定であり、その結果を踏まえて指標を設定】 ○NDB、介護DBと連結解析できる情報データベースの拡大【法的・技術的課題が解決したものから順次対応】	39. データヘルス改革の推進 ii. 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始 a. 2019年9月にデータヘルス改革推進本部において策定した2025年度までの工程表に沿って、着実に取組を推進。 b. レセプトに基づく薬剤情報及び特定健診情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて薬剤情報は2021年10月から稼働。 c. レセプトに基づく手術等のデータ頃目を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて、稼働。医療機関等において保健医療情報を確認する取組断や検査・災害時であつするともに、電子カルテ情報及び交換方式の標準化について検討を進める。 d. NDB、介護DBについて、生活保護受給者に係るデータの連結解析や、保健医療分野の他の公的データベースとの連結解析のに、法的・技術的課題が解決したものから対応する。NDBについては、研究者等へのデータ提供を開始して約10年が経過し、2019年の健康保険法等の改正により民間事業者も含めた第三者提供を制度化したことも踏まえ、今後、行政・研究値に関する。との連結解析については、歴史法等のみならず、国民生活に関する。 e. DPCDBについてはNDB・介護DBとの匿名での連結解析を開始。 ※上記について取組を進める中で、進捗状況・課題等を分析し、対応を更に適切に進めるためのKPIの設定等について検討する。《厚生労働省》	# TO

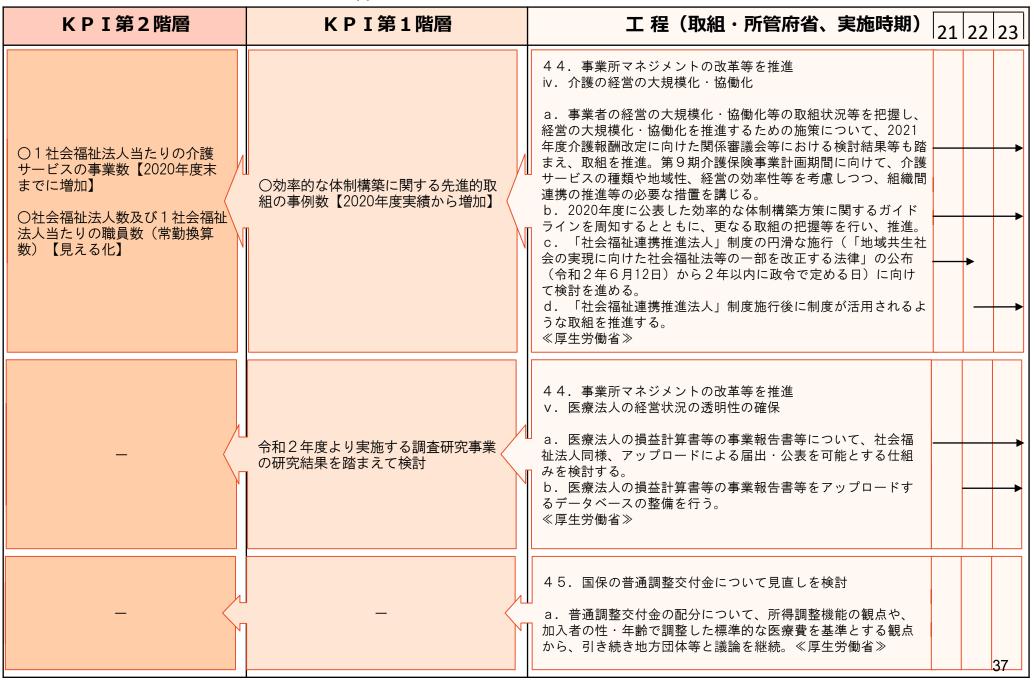


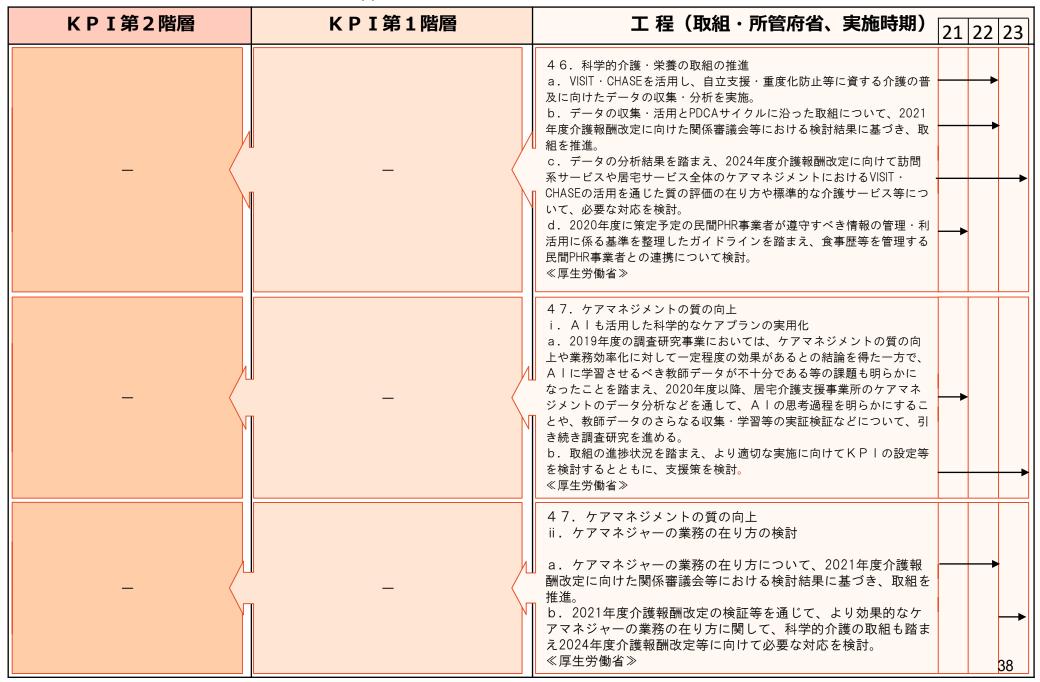
KPI第2階層	K P I 第 1 階層	工 程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23
○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】	○介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを活用した実証件数【2020年度以降増加】 ○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数【2021年度までに6000件(延べ件数)】 ○地域医療介護総合確保基金を活用しおて、が、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	39. データヘルス改革の推進 vi. ロボット・IoT・AI・センサーの活用 a. 2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の策定の検討。 b. 介護現場と開発事業者との連携など、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、ブラットフォームを活用した実証を実施。 c. 介護事業所の生産性を向上するため、介護ロボット導入支援事業によりロボット・センサーの導入を支援し、ロボット・センサーの活用を推進。取組の進捗状況を踏まえ、より適切な実施に向けてKPIの設定等を検討するとともに、支援策を検討。 d. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、好事例を横展開。 e. 介護ロボット、ICT等のテクノロジーの活用について、2021年度介護報酬改定に向けた関係審議会等における検討結果に基づき、取組を推進。 f. 2021年度介護報酬改定の検証を通じて、より効果的な介護ロボット、ICT等のテクノロジーの活用に関して、2024年度介護報酬改定に向けて必要な対応を検討。 g. 医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、AI、ICT等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。 h. ICTを活用した医療・介護連携を推進するため、データ連携標準仕様の実装・利活用の方策等について、引き続き検討しつつ、取組みを推進。 i. 介護事業所の生産性を向上するため、ICT導入支援事業により標準仕様に基づくシステムの導入を支援するなど、ICTを活用した情報連携を推進。 j. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収集。2022年度において好事例を横展開予定。 《厚生労働省》
○2020年度末までに研修を受けた全医療機関が、医療情報の品質管理・標準化を実施し、当該情報を利用した研究に着手【2021年度末までに延べ8機関】	○医療情報の品質管理・標準化について、MID-NETの経験を含む研修を受けた医療機関数【2021年度末までに延べ12機関】	40. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの 医療情報データベース(MID-NET)の連携 a. 臨床研究中核病院の医療情報を継続的に品質管理・標準化する体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用。≪厚生労働省≫

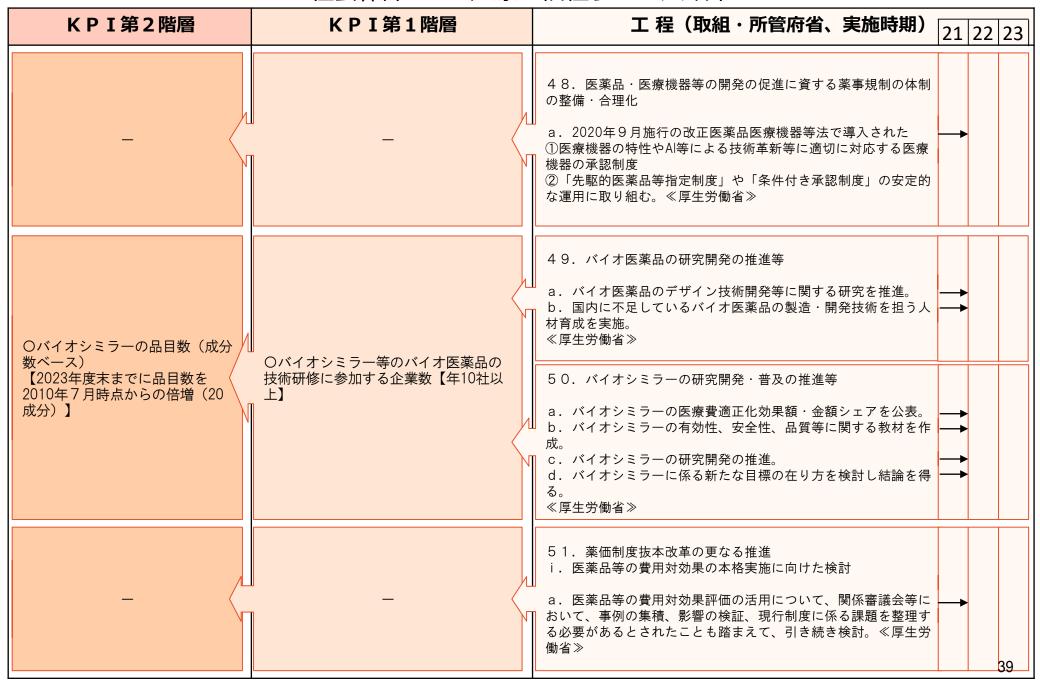


KPI第2階層 KPI第1階層 工程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23 ○看護業務の効率化に資する先進 44. 事業所マネジメントの改革等を推進 的事例を元に試行された取組事例 i. 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置 数【2021年度までに2020年度に 加えて5例】 a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティ ング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮 ○看護業務の効率化に資する先進的取 ○特定行為研修を修了し、医療機 しつつ必要な措置。 組の公表事例数 関で就業している看護師の数 b. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 【2021年度までに25例】 【2023年度までに7.000人】 c. 介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率 化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保基 ○特定行為研修の指定研修機関数 ○介護分野における書類の削減 金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及させ、 【2023年度までに300機関】 【2020年代初頭までに半減】 好事例を横展開。 d. 成果について、人員·設備基準の見直しや2024年度介護報 ○地域医療介護総合確保基金を活用し ○介護労働者の平均労働時間・残 酬改定に関する議論の際に活用。 た都道府県版介護現場革新会議等にお 業時間数【2020年度末までに縮 e. 特定行為研修制度の推進。 いて、介護ロボット等の活用、ICT 減】 f. 看護業務の効率化推進について、前年度選定された先進的取 利活用等を含めた業務効率化・生産性 組を他施設にて試行し、そのプロセス·成果を公表することで、 向上に係るガイドラインを活用する事 ○介護老人福祉施設等における介 業務効率化を推進。 業所数【2020年度実績から増加】 護・看護職員等の配置に係る人員 g. 2019年度のタイムスタディ調査で得た一定の結論を踏まえ、 ベースでの効率化【2020年度ま 2020年度中に業務負担軽減に係るガイドラインを策定し、2021 でに改善】 年度においてガイドラインに沿った業務負担軽減の取組事例を収 集予定。2022年度において好事例を横展開予定。 ○「介護に関する入門的研修」の実 ≪厚牛労働省≫ 施からマッチングまでの一体的支援 事業により介護施設等とマッチング ○地域医療介護総合確保基金による介 した者の数 護人材の資質向上のための都道府県の 【2021年度までに2018年度と比べて 取組の実施都道府県数【毎年度47都道 15%増加】(2021年度の「介護に関 府県】 44. 事業所マネジメントの改革等を推進 する入門的研修しの実施からマッチ ii. 介護助手・保育補助者など多様な人材の活用 ングまでの一体的支援事業により介 ○「介護に関する入門的研修」の延べ 護施設等とマッチングした者の数 実施回数【2021年度までに2018年度と a. 多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。 /2018年度の「介護に関する入門的 比べて15%増加】(2021年度の「介護 なお、令和2年11月1日時点での各都都道府県における今年 研修」の実施からマッチングまでの に関する入門的研修」の述べ実施回数 度の介護に関する入門的研修の事業実施状況及び事業実施予定を 一体的支援事業により介護施設等と /2018年度の「介護に関する入門的研 調査することとしており、当該調査結果と同年4月1日時点での マッチングした者の数) 修」の述べ実施回数) 実施予定を比較し、本事業への影響を測ることとしている。≪厚 生労働省≫ ○保育補助者雇上強化事業により雇 ○保育補助者雇上強化事業を利用した い上げられた人数【2021年度までに 市町村数【2021年度までに300市町 3.000人】 村】

KPI第2階層 KPI第1階層 工程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23 ○アンケート調査において医療従 ○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修 44. 事業所マネジメントの改革等を推進 事者の勤務環境改善に「職種を問 の受講者数【2021年度から2023年度の期間に延べ4.500 iii. 事業所マネジメントの改革等を推進 わず」または「一部職種で」取り 組んでいると回答した病院の割合 (参考) 病院長に対する労務管理に関するマネジメン a. 医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフ 【2023年度までに85%】(上記 ティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担に ト研修の受講者数【2020年度までに1.500人】達成済み 回答をした保険医療機関(病院) も配慮しつつ必要な措置。 / 同調査に回答した保険医療機関 b. 病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施 ○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組 (病院)。病院の勤務環境に関す む介護事業所の割合【2023年度末までに85%】 等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。 るアンケート調査 回答率: (介護職員処遇改善加算(I)を算定している事業者 c. 介護ロボット等の活用、 I C T 利活用等を含めた業務効率 19.4%) 数/全事業者数。介護給付費実態統計) 化・生産性向上に係るガイドラインを、地域医療介護総合確保 (参考) 職員のキャリアアップや職場環境等の改善に 基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等を通じて普及さ ○介護分野における書類の削減 取り組む介護事業所の割合【2020年度末までに75%】 せ、好事例を横展開。 【2020年代初頭までに半減】 d. 成果について、人員·設備基準等の見直しや2024年度介護 達成済み 報酬改定に関する議論の際に活用。 ○介護労働者の平均労働時間・残 ○地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介 e. 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間 業時間数【2020年度末までに縮 護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、 取りまとめを踏まえ、ウェブ入力・電子申請、データの共有 減】 化・文書保管の電子化等について方針を得て、検討結果に応じ ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係 るガイドラインを活用する事業所数【2020年度実績か てシステム改修等を行う。 ○介護老人福祉施設等における介 また、保険者機能強化推進交付金の活用等を通じ、自治体にお ら増加】 護・看護職員等の配置に係る人員 ける書類削減の取組を推進。 ベースでの効率化【2020年度ま (参考) 介護分野における生産性向上ガイドライン活 f. 検討結果に応じた対応(システム改修等) でに改善】 ≪厚生労働省≫ 用事業所数【2019年実績から増加】達成済み 36









KPI第2階層	KPI第1階層	工 程(取組・所管府省、実施時期) 21 22 23
	/	51.薬価制度抜本改革の更なる推進iv.薬価算定プロセスの透明性の向上について検討 a.薬価算定プロセスの透明性の向上のため、薬価算定組織の委
	_	員名簿、議事の内容の公開に向けて必要な対応を実施。 b. 原価計算方式における製造原価について、薬価算定において 開示度の向上を促進する取組を引き続き推進。
		41